

金融機能の強化のための特別措置に関する法律案 参照条文

目 次

商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）	1
法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）（抄）	1
農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）（抄）	1
水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）	3
中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）	8
長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄）	8
商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）（抄）	10
預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）	10
農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（抄）	14
銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）	15
協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）（抄）	16
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第一百十八号）（抄）	16
日本銀行法（平成九年法律第八十九号）（抄）	17
資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）（抄）	17
農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）	18

商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

第二百二十二条（略）

・（略）

会社八定款ヲ以テ議決権ヲ行使スルコトヲ得ベキ事項ニ付制限アル種類ノ株式（以下議決権制限株式ト称ス）ニ関シ之ヲ有スル株主ガ左ノ規定ノ全部又ハ一部ノ適用ニ付議決権ヲ有セザルモノトスル旨ヲ定ムルコトヲ得

一 総株主ノ議決権ノ百分ノ一、百分ノ三又八十分ノ一以上ヲ有スル株主ノ権利ノ行使ニ付テノ規定

二 第二百四十五条ノ五第六項、第三百五十八条第八項、第三百七十四条ノ二十三第八項又ハ第四百十三条ノ三第八項ノ規定

議決権制限株式ノ総数ハ発行済株式ノ総数ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ拘ラズ一单元ノ株式ノ数ヲ定メタル会社ニ於テハ議決権制限株式ニ付テ存スル单元ノ数ハ発行済株式ノ全部ニ付テ存スル单元ノ数ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

）（略）

第三百五十二条 会社八其ノ一方ガ他方ノ発行済株式ノ総数ヲ有スル会社（以下之ヲ完全親会社ト、他方ヲ完全子会社ト称ス）トナル為株式

交換ヲ為スコトヲ得

・（略）

法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）（抄）

第三条 政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣（地方公共団体のする保証契約にあつては、総務大臣）の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）（抄）

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 （略）

二 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け

三 組合員の貯金又は定期積金の受入れ  
四 十五 (略)

第一項第三号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 手形の割引
- 二 為替取引
- 三 債務の保証又は手形の引受け
- 三の二 有価証券(第六号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号の二及び第七号において同じ。)の売買、有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引を除く。)、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引(利用者の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。)
- 四 有価証券の貸付け
- 五 国債、地方債若しくは政府保証債(以下この号において「国債等」という。)(の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)(又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
- 六 金銭債権(譲渡性貯金証書その他の主務省令で定める証書をもつて表示されるものを含む。)(の取得又は譲渡
- 六の二 特定目的会社が発行する特定社債(特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。)(その他これに準ずる有価証券として主務省令で定めるもの(以下この号において「特定社債等」という。)(の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)(又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い
- 六の三 短期社債等の取得又は譲渡
- 七 有価証券の私募の取扱い
- 八 農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関又はこれに準ずる者の業務の代理
- 九 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- 十 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- 十の二 振替業
- 十一 両替
- 十二 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第十二項に規定する金融先物取引等の受託等
- 十三 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、主務省令で定めるもの(次号において「金融等デリバティブ取引」という。)(第六号に掲げる事業に該当するものを除く。)
- 十四 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理(第十二号に掲げる事業に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。)
- 十五 有価証券店頭デリバティブ取引(当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第六号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。)(で

あつて、第三号の二に掲げる事業に該当するもの以外のもの

十六 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

十七 前各号の事業に附帯する事業

第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十五条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。

第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務に係る事業を行うことができる。

第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の事業を行うことができる。

- 一 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
- 二 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託事業

）<sup>31</sup>（略）

#### 第五十条の二（略）

第十条第一項第三号の事業を行う組合は、総会の議決を経て、同号の事業を行う他の組合の信用事業の全部又は一部を譲り受けることができる。

）（略）

#### 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）

（事業の種類）

第十一条 漁業協同組合（以下この章及び第四章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一・二 （略）

三 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け

四 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

五）十六 （略）

2 （略）

3 第一項第四号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 手形の割引

二 為替取引

三 債務の保証又は手形の引受け

三の二 有価証券の売買等（有価証券の売買、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引（同条第二十四項に規定する有価証券先渡取引を除く。）、同条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引、同条第二十二項に規定する有価証券オプション取引又は同条第二十三項に規定する外国市場証券先物取引であつて、利用者の書面による注文を受けてその計算においてするものをいう。以下同じ。）

四 有価証券の貸付け

五 国債等（国債、地方債並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。以下同じ。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱ひ

六 有価証券（国債等に該当するもの並びに証券取引法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げるものに限る。）の私募（同法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。以下同じ。）の取扱ひ

七 農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関又はこれに準ずる者の業務の代理

八 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱ひ

九 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

九の二 振替業（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。以下同じ。）

十 両替

十一 金融先物取引等の受託等（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十二項に規定するものをいう。以下同じ。）

十二 前各号の事業に附帯する事業

4 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項第一号及び第四号に掲げる有価証券について、同項第一号及び第四号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。

5 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務（以下「信託業務」という。）に係る事業を行うことができる。

6 12 （略）

（信用事業の譲渡又は譲受け）  
第五十四条の二（略）

2 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、総会の議決を経て、同号の事業を行う他の組合、第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、第九十二条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合又は第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会の信用事業（第九十二条第一項、第九十六条第一項又は第百条第一項において準用する第十一条の四第二項に規定する信用事業を含む。）の全部又は一部を譲り受けることができる。

3 } 7 (略)

(事業の種類)

第八十七条 漁業協同組合連合会(以下この章において「連合会」という。)は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一・二 (略)

三 連合会を直接又は間接に構成する者(以下この章において「所属員」と総称する。)の事業又は生活に必要な資金の貸付け

四 所属員の貯金又は定期積金の受入れ

五 } 十六 (略)

2 } 14 (略)

(準用規定)

第九十二条 (略)

2 (略)

3 第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項から第三項まで、第四項本文、第五項から第七項まで及び第九項から第十二項まで、第三十条の二から第四十条まで、第四十一条の二から第四十七条の五まで、第四十八条第一項から第四項まで、第四十九条から第五十一条まで、第五十二条から第五十四条の二まで並びに第五十四条の四から第五十八条の三までの規定は、連合会の管理について準用する。この場合において、第三十二条第一項、第四十条第一項及び第五十五条第一項中「第十一条第一項第五号から第七号まで」とあるのは「第八十七条第一項第五号から第七号まで」と、第三十四条第三項、第十一項及び第十二項、第三十五条の二第一項、第四十一条の二第一項、第五十四条の二第一項及び第二項、第五十五条第一項及び第二項、第五十八条の二第一項並びに第五十八条の三第一項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第八十七条第一項第四号」と、第三十四条第六項中「一人」とあるのは「一人(第八十九条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあつては、選挙権一個)」と、同条第十項及び第三十四条の二第二項中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所属員(准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。)」と、「組合員(准組合員を除く。)」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する者(准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。)」と、第三十四条第十一項及び第十二項中「組合(政令で定める規模に達しない組合を除く。)」とあるのは「連合会」と、同条第十一項中「組合員又は当該組合の組合員たる法人」とあるのは「会員たる法人」と、第四十一条の二第一項中「組合(政令で定める規模に達しない組合を除く。)」とあるのは「連合会」と、第四十七条中「当該組合の組合員の営み、又は従事する漁業及び当該組合の所属する漁業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の行う事業を除く。」とあるのは「(当該連合会の所属員たる組合及び連合会並びに当該連合会の所属する連合会の行う事業を除く。)」と、第四十八条第一項第五号及び第五十条第三号の二中「第十一条第一項第五号、第七号若しくは第十一号」とあるのは「第八十七条第一項第五号若しくは第七号」と、第五十二条第七項及び第八項中「事項」とあるのは「事項若しくは第九十一条の三の規定による権利義務の承継」と、第五十四条の二第一項及び第二項中「他の組合、第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会」とあるのは「他の連合会、第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合」と、同項中「第九十二条第一項、第九十六条第一項又は第百条第一項において準用す

る第十一条の四第二項」とあるのは、「第十一条の四第二項（第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）」と、第五十四条の四中「第十一条第二項」とあるのは、「第八十七条第二項」と、第五十五条第七項中「第十一条第一項第二号及び第十三号」とあるのは、「第八十七条第一項第二号及び第十三号」と読み替えるものとする。

4・5（略）

（事業の種類）

第九十三条 水産加工業協同組合（以下この章及び次章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- 二 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- 三 十（略）

2 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 手形の割引
  - 二 為替取引
  - 三 債務の保証又は手形の引受け
  - 三の二 有価証券の売買等
  - 四 有価証券の貸付け
  - 五 国債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
  - 六 有価証券（国債等に該当するもの並びに証券取引法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げるものに限る。）の私募の取扱い
  - 七 農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関又はこれに準ずる者の業務の代理
  - 八 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
  - 九 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
  - 九の二 振替業
  - 十 両替
  - 十一 金融先物取引等の受託等
  - 十二 前各号の事業に附帯する事業
- 3 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項第一号及び第四号に掲げる有価証券について、同項第一号及び第四号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。
- 4 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務に係る事業を行うことができる。
- 5～11（略）

(事業の種類)

第九十七条 水産加工業協同組合連合会(以下この章において「連合会」という。)は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 連合会を直接又は間接に構成する者(以下この章において「所属員」と総称する。)の事業に必要な資金の貸付け

二 所属員の貯金又は定期積金の受入れ

三十一 (略)

2 } 12 (略)

(準用規定)

第一百条 (略)

2 (略)

3 第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項から第三項まで、第四項本文、第五項から第七項まで及び第九項から第十二項まで、第三十五条、第三十五条の二第一項、第二項及び第五項、第三十六条、第三十七条から第四十条まで、第四十一条の二、第四十二条第一項及び第三項から第八項まで、第四十三条から第四十七条の三まで、第四十七条の四第一項、第四十七条の五、第四十八条第一項から第四項まで、第四十九条から第五十一条まで、第五十二条から第五十四条の二まで並びに第五十四条の四から第五十八条の三までの規定は、連合会の管理について準用する。この場合において、第三十四条第三項、第十一項及び第十二項、第三十五条の二第一項、第四十一条の二第一項、第五十四條の二第一項及び第二項、第五十五条第一項及び第二項、第五十八條の二第一項並びに第五十八條の三第一項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、第三十四条第六項中「一人」とあるのは「一人(第九十八條の二第二項において準用する第八十九条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあつては、選挙権一個)」と、同条第十項中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所属員(准会員及びこれを構成する者を除く。)」と、「組合員(准組合員を除く。)」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する者(准会員及びこれを構成する者を除く。)」と、同条第十一項及び第十二項中「組合(政令で定める規模に達しない組合を除く。)」とあるのは「連合会」と、同条第十一項中「組合員又は当該組合の組合員たる法人」とあるのは「会員たる法人」と、第四十一条の二第一項中「組合(政令で定める規模に達しない組合を除く。)」とあるのは「連合会」と、第四十七条中「当該組合の組合員の営み、又は従事する漁業及び当該組合の所属する漁業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会が行う事業を除く。」とあるのは「(当該連合会の所属員の営む水産加工業並びに当該連合会の所属員たる組合及び連合会並びに当該連合会の所属する連合会が行う事業を除く。)」と、第四十八条第一項第五号及び第五十条第三号の二中「第十一条第一項第五号、第七号若しくは第十一号」とあるのは「第九十七条第一項第三号若しくは第五号」と、第五十二条第七項中「事項」とあるのは「事項若しくは第百条第五項において準用する第九十一条の三の規定による権利義務の承継」と、第五十四条の二第一項及び第二項中「他の組合」とあるのは「他の連合会」と、第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会」とあるのは「第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合」と、同項中「第九十二条第一項、第九十六条第一項又は第百条第一項において準用する第十一条の四第二項」とあるのは「第十一条の四第二項(第九十二条第一項及び第九十六条第一項において準用する場合を含む。)」と、第五十五条第七項中「第十一条第一項第二号及び第十三号」とあるのは「第九十七条第一項第九号」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)(抄)

(協同組合連合会)

第九条の九 協同組合連合会は、次の事業の一部を行うことができる。

- 一 会員の預金又は定期積金の受入れ
- 二 会員に対する資金の貸付け及び会員のためにするその借入れ
- 三 九 (略)
- 二 七 (略)

長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「長期信用銀行」とは、第四条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

(長期信用銀行の子会社の範囲等)

第十三条の二 (略)

2 前項に規定する子会社とは、会社がその総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

3 九 (略)

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第十六条の四 長期信用銀行持株会社(長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて、第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。)は、長期信用銀行及び次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行

- 二 証券専門会社
- 二の二 証券仲介専門会社
- 三 保険会社
- 四 銀行業を営む外国の会社
- 五 証券業を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）
- 六 保険業を営む外国の会社（第四号に掲げる会社に該当するものを除く。）
- 七 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）
- イ 長期信用銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「従属業務」という。）
- ロ 第十三条の二第四項第二号に掲げる金融関連業務（当該長期信用銀行持株会社が証券専門会社、証券仲介専門会社及び証券業を営む外国の会社のいずれをも子会社としない場合にあつては同項第三号に掲げる証券専門関連業務を、当該長期信用銀行持株会社が保険会社及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としない場合にあつては同項第四号に掲げる保険専門関連業務をそれぞれ除くものとする。）
- ハ 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、長期信用銀行持株会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの以外の子会社が、合算して、次条において準用する銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）
- 九 長期信用銀行又は前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

（銀行法の準用）

第十七条 銀行法の規定は、同法第一条から第三条まで（目的、定義等）、第四条（営業の免許）、第五条第一項及び第二項（資本の額）、第六条第一項及び第二項（商号）、第十条から第十二条まで（業務の範囲）、第十六条の二（銀行の子会社の範囲等）、第三十一条（合併、分割又は営業等の譲渡若しくは譲受けの認可等）、第三十三条（合併の場合の債権者の異議の催告）、第三十三条の二（会社の分割の場合の債権者の異議の催告）、第三十七条第二項（廃業及び解散等の認可）、第四十三条（他業会社への転移等）、第七章（外国銀行支店）、第五十二条の二（銀行等の議決権保有に係る届出書の提出）、第五十二条の九、第五十二条の十（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二条の十七、第五十二条の十八第一項（銀行持株会社に係る認可等）、第五十二条の二十三（銀行持株会社の子会社の範囲等）、第五十四条（認可等の条件）、第五十五条（認可の失効）、第五十六条第四号（内閣総理大臣の告示）、第五十八条から第六十条まで（内閣府令への委任、権限の委任、経過措置）、第九章（罰則）並びに附則の規定を除くほか、銀行に係るものにあつては長期信用銀行について、銀行議決権大量保有者に係るものにあつては長期信用銀行議決権大量保有者について、銀行主要株主に係るものにあつては長期信用銀行主要株主について、銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者に係るものにあつては長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者について、銀行持株会社に係るものにあつては長期信用銀行持株会社について、銀行を子会社とする持株会社に係るものにあつては長

期信用銀行を子会社とする持株会社について、それぞれ準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）（抄）

（新株発行による変更の登記）

第八十二条 新株発行による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 株式の申込み及び引受けを証する書面
- 二 検査役の調査報告並びに商法第二百八十条ノ八第二項において準用する同法第七十二条第二項第三号の証明及び鑑定評価を記載した書面並びにその附属書類並びに有価証券の取引所の相場を証する書面
- 三 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本
- 四 払込みを取り扱つた銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2・3 （略）

4 この法律において「破綻金融機関」とは、業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻し（預金等に係る債務の弁済をいう。以下同じ）を停止するおそれのある金融機関又は預金等の払戻しを停止した金融機関をいう。

5～13 （略）

（権限）

第十五条 この法律（第一章、第二章、第五章及び第九章を除く。）で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならぬ。

一～四 （略）

五 その他委員会が特に必要と認める事項

（業務の範囲）

第三十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 次章第二節の規定による保険料の収納
- 二 次章第三節の規定による保険金及び仮払金の支払
- 三 次章第四節の規定による資金援助その他同節の規定による業務
- 三の二 第六十九条の三の規定による資金の貸付け
- 四 第四章の規定による預金等債権の買取り
- 五 第七十八条第二項の規定による金融整理管財人又は金融整理管財人代理の業務
- 六 第六章の規定による承継銀行の経営管理その他同章の規定による業務
- 七 第七章の規定による株式等の引受け等その他同章の規定による業務
- 八 第二百二十七条又は第二百二十八条において準用する第六十九条の三の規定による資金の貸付け及び第二百二十九条の規定による資産の買取り
- 九 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四章第四節、第五章第三節及び第六章第三節の規定による預金者表の提出その他これらの規定による業務
- 十 前各号に掲げる業務に附帯する業務

（資料の提出の請求等）

第三十七条 機構は、その業務を行うため必要があるときは、金融機関に対し、資料の提出を求めることができる。

2）4（略）

（区分経理）

第四十条の二 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一（略）

二 第二百七条第一項の規定による株式等の引受け等に係る業務、第二百二十二条第一項の規定による負担金の収納及びこれらの業務に附帯する業務

（借入金及び預金保険機構債券）

第四十二条 機構は、第四十条の二第一号に掲げる業務を行うため必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関その他の者（日本銀行を除く。）から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は預金保険機構債券（以下「債券」という。）の発行（債券の借換えのための発行を含む。）をすることができる。

2）4（略）

5 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

7 機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行等又は信託会社に委託することができる。

8 商法第三百九条、第二百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行等又は信託会社について準用する。

9 第一項及び第五項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(内閣府令・財務省令への委任)  
第四十四条 この法律に規定するもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。

(監督)

第四十五条 (略)

2 内閣総理大臣及び財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関して監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十六条 内閣総理大臣及び財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(一般預金等に係る保険料の額)  
第五十一条 (略)

2 保険料率は、保険金の支払、資金援助その他の機構の業務(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。)に要する費用(決済用預金に係るものを除く。)の予想額に照らし、長期的に機構の財政が均衡するように、かつ、特定の金融機関に対し差別的取扱い(金融機関の経営の健全性に応じてするものを除く。)をしないように定められなければならない。

3~5 (略)

(資金援助の申込み)

第五十九条 合併等を行う金融機関で破綻金融機関でない者(以下「救済金融機関」という。)又は合併等を行う銀行持株会社等(以下「救済銀行持株会社等」という。)は、機構が、合併等を援助するため、次に掲げる措置(第六号に掲げる措置にあつては、第二条第五項第五号に掲げる会社に対して行うものを除く。以下「資金援助」という。)を行うことを、機構に申し込むことができる。

- 一 金銭の贈与
- 二 資金の貸付け又は預入れ
- 三 資産の買取り

四 債務の保証

五 債務の引受け

六 優先株式等の引受け等

七 損害担保

2~7 (略)

(追加的資金援助)

第六十九条 機構は、資金援助に係る合併等の後、当該資金援助に係る救済金融機関若しくは救済銀行持株会社等又は当該資金援助に係る合併により設立された金融機関から追加の資金援助の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、当該申込みを行った金融機関又は銀行持株会社等に対する追加の資金援助(第四項において「追加的資金援助」という。)を行うことができる。

2~4 (略)

(再承継金融機関等に対する資金援助)

第一百一条 再承継を行う金融機関で承継銀行でない者(以下この条において「再承継金融機関」という。)又は再承継を行う銀行持株会社等(以下この条において「再承継銀行持株会社等」という。)は、機構が、再承継を援助するため、資金援助(第五十九条第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるものに限る。)を行うことを、機構に申し込むことができる。

2~7 (略)

(株式等の引受け等の決定)

第一百五条 機構は、第一号措置に係る認定が行われた場合において、当該認定に係る金融機関から第一百二条第四項の規定により定められた期限内に第一号措置に係る申込みを受けたときは、内閣総理大臣(当該金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。次項、第三項、第六項及び第七項、第七十七条第二項、第八十条、第九十条並びに第一百十條第一項において同じ。)に対し、当該金融機関と連名で、当該申込みに係る第一号措置を行うかどうかの決定を求めなければならない。

2~9 (略)

(報告又は資料の提出)

第三十六条 内閣総理大臣(労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。次項及び次条において同じ。)は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、金融機関(代理店を含む。)に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、この法律の円滑な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該金融機関の子会社(当該金融機関が銀行である場合には銀行法第二条第八項に、長期信用銀行である場合には長期信用銀行法第十三条の二第二項に、信用金庫又は信用金庫連合会である場合には信用金庫法第三十二条第六項に、信用協同組合又は信用協同組合連合会である場合には協同組合に

よる金融事業に関する法律第四条第一項に、労働金庫又は労働金庫連合会である場合には労働金庫法第三十四条第五項にそれぞれ規定する子会社（子会社とみなされる会社を含む。）をいう。次項及び次条において同じ。）又は当該金融機関から業務の委託を受けた者に対し、当該金融機関の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 (略)

(立入検査)

第三百三十七条 内閣総理大臣は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に金融機関（代理店を含む。）の営業所（信用金庫等にあつては、事務所）その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

27 (略)

第五百十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律により内閣総理大臣及び財務大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 (略)

三 第三十四条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

四八 (略)

附則

(協定銀行に係る業務の特例)

第七条 機構は、破綻金融機関等（破綻金融機関、承継銀行又は特別危機管理銀行をいう。以下同じ。）との合併により承継し、若しくは破綻金融機関等から譲り受けた営業又は引き受けた預金等に係る債務の整理を行い、並びに附則第十条第一項の規定による委託を受けて買収した資産の管理及び処分を行うこと（以下「整理回収業務」という。）を目的の一つとする一の銀行と整理回収業務に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、並びに当該協定を実施するため、次の業務を行うことができる。

一 協定を締結した銀行（以下「協定銀行」という。）に対し、協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施に必要な資金の出資を行うこと。

二七 (略)

農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2~4 (略)

5 この法律において「経営困難農水産業協同組合」とは、業務若しくは財産の状況に照らし貯金等の払戻し(貯金等に係る債務の弁済をいう。以下同じ。)を停止するおそれがあるか、又は貯金等の払戻しを停止した農水産業協同組合(第一項第一号、第三号及び第五号に掲げる者にあつては、主として信用事業に係る業務に起因して経営が困難になつたことによりこれらの事態に至つたものに限る。)をいう。

6~10 (略)

銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)(抄)

(定義等)

第二条 この法律において「銀行」とは、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。

2~7 (略)

8 この法律において「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

9~12 (略)

13 この法律において「銀行持株会社」とは、銀行を子会社とする持株会社であつて、第五十二条の十七第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。

(経営の健全性の確保)

第十四条の二 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全な運営に資するため、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として次に掲げる基準その他の基準を定めることができる。

一 銀行の保有する資産等に照らし当該銀行の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

二 銀行及びその子会社その他の当該銀行と内閣府令で定める特殊の関係のある会社(以下この号、第三章及び第四章において「子会社等」という。)の保有する資産等に照らし当該銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

(銀行持株会社に係る銀行の経営の健全性の確保)

第五十二条の二五 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全な運営に資するため、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社その他の当該銀行持株会社と内閣府令で定める特殊の関係のある会社(以下この節において「子会社等」という。)の保有する資産等に照らし当該銀行持

株式会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかその他銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準であつて、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきものを定めることができる。

協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）（抄）

（優先出資の発行）

第三条 （略）

2 優先出資の総口数は、普通出資の総口数の二分の一を超えてはならない。

3 （略）

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特定農水産業協同組合等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 特定農業協同組合（農林中央金庫の会員である農業協同組合であつて、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行つものをいう。以下同じ。）
  - 二 信用農業協同組合連合会（農林中央金庫の会員である農業協同組合連合会であつて、農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行つものをいう。以下同じ。）
  - 三 特定漁業協同組合（農林中央金庫の会員である漁業協同組合であつて、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行つものをいう。以下同じ。）
  - 四 信用漁業協同組合連合会（農林中央金庫の会員である漁業協同組合連合会であつて、水産業協同組合法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行つものをいう。以下同じ。）
  - 五 特定水産加工業協同組合（農林中央金庫の会員である水産加工業協同組合であつて、水産業協同組合法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行つものをいう。以下同じ。）
  - 六 信用水産加工業協同組合連合会（農林中央金庫の会員である水産加工業協同組合連合会であつて、水産業協同組合法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行つものをいう。以下同じ。）
- 2 この法律において「信用農水産業協同組合連合会」とは、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会及び信用水産加工業協同組合連合会をいう。

3 この法律において「信用事業」とは、特定農水産業協同組合等が行う次に掲げる事業をいう。

一 農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項から第九項までの事業

二 水産業協同組合法第十一条第一項第三号及び第四号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項から第五項までの事業

三（略）

四 水産業協同組合法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第二項から第四項までの事業

五（略）

4（略）

（事業譲渡）

第二十四条（略）

2 農林中央金庫は、特定農水産業協同組合等から信用事業の全部又は一部を譲り受けることができる。

日本銀行法（平成九年法律第八十九号）（抄）

（他業の禁止）

第四十三条 日本銀行は、この法律の規定により日本銀行の業務とされた業務以外の業務を行ってはならない。ただし、この法律に規定する

2 日本銀行の目的達成上必要がある場合において、財務大臣及び内閣総理大臣の認可を受けたときは、この限りでない。  
（略）

資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特定資産」とは、資産の流動化に係る業務として、特定目的会社を取得した資産又は受託信託会社等が取得した資産をいう。

2・3（略）

- 4 この法律において「資産流動化計画」とは、特定目的会社による資産の流動化に関する基本的な事項を定めた計画をいう。
- 5 この法律において「優先出資」とは、特定目的会社に対する出資であつて、当該出資をした者が、当該特定目的会社の利益の配当又は残余財産の分配を、当該特定目的会社に対して特定出資をした者に先立つて受ける権利を有しているものをいう。
- 6 (略)
- 7 この法律において「特定社債」とは、特定目的会社がこの法律の定めるところにより発行する社債をいう。
- 8～18 (略)

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）

- (業務の範囲)
- 第五十四条 (略)
- 2 (略)
  - 3 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営もうとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならぬ。
    - 一 第八条に規定する者
    - 二 農林水産業を営む者であつて主務省令で定めるもの
    - 三 国
    - 四 銀行その他の金融機関
    - 五 証券業者（証券仲介業者）（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。第七十二条第一項第二号の二において同じ。）を除く。）
  - 4～12 (略)